

ひょうご産業SDGs推進宣言事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人ひょうご産業活性化センター（以下「センター」という。）が行う「ひょうご産業SDGs推進宣言事業」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(制度の趣旨)

第2条 県内中小企業等が自社の活動とSDGsの関連性についての理解を深め、SDGs達成に向けた企業等の具体的な取り組みを促進することにより、当該企業等の価値の向上や競争力の強化等を図るとともに、企業等のSDGs達成に向けた取り組みを広く発信する。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法に定める中小企業をいう。
- (2) 産地組合 県内地場産業における、産地企業により構成される協同組合等の協同組織をいう。
- (3) SDGs (Sustainable Development Goals) 2015年に国際連合で採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標をいう。

(登録要件)

第4条 登録は、次の(1)～(3)のすべての条件を満たし、申請日時点で既にSDGsの取り組みを実施し、公表しているものについて行うものとする。

(1) 基本要件

兵庫県内に事業所を有し、原則として保証協会の保証対象業種に属する中小企業や産地組合、もしくは中小企業を構成員とする業界団体

(2) 資格

- ① 県税等に未納がないこと。
- ② 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- ③ 法令違反もしくは公序良俗に反する行為がないこと。

(3) SDGs関係（宣言内容等）

- ① 目指すゴールを1つ設定すること。
- ② 目指すゴールと自社の活動との関係を明らかにすること。
- ③ ゴールの達成に向けた具体的な取り組みを設定すること。
- ④ 上記①～③の取り組みをホームページ等により公表していること。

(登録方法)

第5条 登録の申請は、ひょうご産業SDG s 推進宣言事業登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

(1) SDG s 達成に向けた宣言内容(様式第2号)

(2) その他センター理事長(以下「理事長」という。)が必要と認める書類

2 理事長は、前項の申請が前条の登録要件を満たすと認めるときは、当該申請をした県内中小企業等をひょうご産業SDG s 推進宣言企業として登録するとともに、ひょうご産業SDG s 推進宣言事業登録証(以下「登録証」という。)を交付し、別に定める登録マークの使用を認めるものとする。

3 理事長は、前項の登録をしたときは、ひょうご産業SDG s 推進宣言事業登録企業(以下「登録企業」という。)の取り組み内容をセンターホームページ等において公表するものとする。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は、登録日から令和7年3月末日までとする。

(SDG s 達成に向けた取り組み状況の報告)

第7条 理事長は、必要に応じて登録企業に対し、SDG s 達成に向けた取り組み状況の報告を求めることができる。

2 理事長は、前項の取り組み状況の報告を求める場合、報告書の様式を別に定めることとする。

(登録の変更)

第8条 登録企業は、その所在地、名称又は代表者の氏名等に変更が生じたときは、ひょうご産業SDG s 推進宣言企業登録内容変更届(様式第3号)を理事長へ提出するものとする。

(登録の辞退)

第9条 登録企業は、登録の辞退をしようとするときは、ひょうご産業SDG s 推進宣言企業登録辞退届(様式第4号)を理事長へ提出するものとする。

(登録の取り消し)

第10条 理事長は、登録企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消し、第5条第2項に規定する登録証及び登録マークの使用を中止させるものとする。

(1) 登録証又は登録マークが不正に使用された場合

(2) 県内企業等としての活動実態がないと判断される場合

- (3) その他理事長が登録の取り消しを適当と認めた場合
- 2 理事長は、前項の取り消しを行った場合は、当該取り消しを受けた県内企業等へ通知するものとする。

(事務の所掌)

第 11 条 この要綱に関する事務は、経営推進部成長支援課において所掌する。

(補則)

第 12 条 この要綱に規定するもののほか、ひょうご産業SDGs推進宣言事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。